

『統治論』の思想性の「核」

——ジョン・ロック研究の一つの視角——

友 岡 敏 明

はじめに

一〇数年前、マイケル・レヴィンは、次のように書いた。

「さまざまな時代にわたって政治理論に関して著述された膨大な量の文献のうち、一定の恒久性を獲得し、『古典』の地位に揚げられるにいたった書物は、少数の選り抜かれたもののみである。好んで採り上げられる著作家たちの一覧表は、概していえば、次のような人物たちから成っている。すなわち、プラトン、アリストテレス、マキアヴェリ、ホップズ、ロック、ルソー、バーク、ヘーゲル、マルクス、それにミルである」⁽¹⁾。

この極めて疎漏な一覧表中にジョン・ロックがその場を見出しえていることは、もって臆すべき運命をせめて逸れたいとの思いで、ロック研究者を慰めるであろう。だが、問題は、その次に来る。レヴィンによれば、「彼〔ロック〕の思想が社会的に重要になった」⁽²⁾のは、「時宜に適うという偶然の巡り合わせのおかげである」。「時宜に適う(good timing)」とは、ある理論が「その受容に熟した相応しい環境で提唱され」、「当たり前のものとなった思想

(commonplace ideas) を丁度よい時に、すなわち環境によって人びとがその思想を受容するような気分になつた時に、合理的に表現すること(3)をいう。したがって、ロックの『統治論』が泡沫著作ではなく、時の風雪をくぐり抜けて『古典』の境域に達して長持ちしているのは、「第一次的には知的というよりは社会的な理由による」ということとなる。ロック研究家ならずとも、およそ『思想』研究家にしてこのような一種の社会決定論的理由による『古典』『統治論』の説明に欣喜してすませうるものであろうか。

確かに、ロックは「彼に先立つ他人の**人びと**が思考したことを思考することに参加」していたのであり、その意味でのロックの思考は、「継承された伝統のうちに生起」したとい(4)う。だが、ロックの理論家としての意味を「〔彼の継承した〕諸観念を統合・調整・併列する新奇な仕方 (novel manner)」、「強調点の移動 (shifting of emphasis)」に求め、そのロックの『仕方』や彼による強調点の『移動』のうちに「社会現象」を読み取り、ロックの思想の歴史的、社会的文脈」の解明をもってロックの政治思想研究の意味だとするのは、余りにも浮薄な思想研究だとい(5)わざるをえない。むしろ、「ロック」という限定辞を外して一般的に(6)いって、「継承された伝統のうちに生記」した思考、その思考のうちに認定されうる「強調点の移動」や「新奇な仕方」の中にこそ、『思想』の継承・発展や逸脱ないし創造への端緒が宿されるのであり、その意味で『思想』は活きたものとして、また動的なものとして捕捉されえ、『研究』とい(7)われわれの側における能動的精神活動にそのように映じるのである。勿論、「強調点の移動」や「新奇な仕方」の程度と質の確定には、「思想の歴史的、社会的文脈」の解明が与って力があることは否定しえないところであるが、思考活動における論理性が否認されえぬ以上、対象思考の考察には原典の内在的分析も必ずそこに随伴しなければならぬものである。われわれの側における精神活動は、『文脈』、『原典』をめぐる両面の考究を通して、対象思考と出(8)会(9)うのである。

その出(10)会(11)いにおいて、研究対象のうちに超『伝統的』な何らかの『独(12)創(13)性』を見出すことを眼目とする必要はな

い。けれども、「出会い」を可能ならしめるのは、われわれの側における「然かあれ／＼」との主観的発意なのでなく、われわれが知的能動的に関わらんとする何らかの超時空的な実在的要素であり、これら主体的能動と対象的実在的要素の両要因なくしては、「出会い」は成立しない。この意味で、思想上の文献の解釈は、丸山真男教授が夙に指摘されたように、ある楽譜の「演奏」のごときのものであって、新曲の「作曲」でもなければ、楽譜に示された音の忠実な「再現」でもないし、逆に、パレクとバーキーが主張するように、解釈されている「文献」が「古典」であるか否かは解釈によって判明するという関係が存在するのである。パレクとバーキーによれば、「書物は、先ずもって、その読み方と解釈を育む目下の政治的関心によって古典とされる、(are made classic)」(強調は原文)のである。⁽⁸⁾ただし、こうした「解釈」という関係において、「古典」というものを捉える場合でも、そのような「解釈」を成立せしめるような時空を超えて通信可能な何らかの質を「対象」のうちに措定せざるをえないことを忘れてはならないのである。

さて、この小論では、一定の文献を「古典」たらしめるそうした「質」を「思想性」と捉えて、歴史的具体的な時空的条件のうちに胚胎したその「質」ないし「思想性」の一番核心的な部分をロックの『統治論』に探ってみようとするものである。

一、政治思想「書」としての『統治論』

「思想」に「政治」の限定辞を付して「政治思想」書としての『統治論』というとき、『統治論』への接近の視角がすでにかなり枠づけされたことを意味せざるをえない。この次第を本節で考えてみることにする。

いうまでもなく、「政治思想」をいかに捉えるかは、「政治」をいかに捉えるかと相関的であり、しかも「政治」を

いかなる本質のものと捉えるかはけつして一様ではない。だが、ここでは、一定の集団において、その集団の仕事や性格の維持・運営や性格変更をめぐって生じる不一致ないし紛争の解決に関わるのが「政治」だとする見解に沿うこととする。この「政治」概念にいう「解決」は、事実誤認や計算間違いの「訂正」とか、力による事態の「凍結」ないし「突破」ではなく、紛争もしくは不一致の発生時の事態のレヴェルよりも高次元での紛争原因の「解消」をいう。この規定によって、教室内での情報的知識の伝授も力に任かせた暴力の世界もともに「政治」の範疇から外れていく。「政治」の核心的部分である「解決」の意がこのように衝突のより高次での「解決」だとすれば、そこに「新たな意味」が付与されていなければならない。「紛争」と「新たな意味」付与、この両者が、人間関係を「政治」的たらしめる本質的要因である。「新たな意味」付与とは、換言すれば、個別的主張のレヴェルからより一般的でより恒久的な意味を含んだ議論に移ることを意味する。その移行の有効な手だては、一方的な説教でも処罰でもなければ、非合理的な反目や物理力の双方の行使でもなく、言語活動そのものである。この言語活動としての「討論」ないしは「論争」による創造活動を通して、はじめに、「新たな意味」付与つまり個別的・即物的利害の主張を超え出た觀念や言葉の誕生が実現するのである。アリストテレスが人間をゾーン・ポリティコンとするその所以を人間特有の言語使用に求めたことに、理由なしとしない道理である。だが、われわれの論点にとってな、重要なことは、右に述べた創造的言語活動において生じたその觀念や言葉こそ、顯著に、「思想」であり、かくて「政治」と「思想」が同じ「紛争」中に、あるいはより正確に「紛争」の「解決」の試みの中に、胚胎するということである。

勿論、「思想」の外的表現は、当該の「紛争」の中にのみ生まれるというわけではない。むしろ、当該の「紛争」外にあった外的表現——これ自体、他の文脈の中で生まれた「思想」ではあるが——、当該の「紛争」解決の過程に組みこまれて新たな意味を帯びることによって、当該の「紛争」のあった状況、あるいは時代の、「思想」となることの方が圧倒的であろう。しかし、いずれにせよ、「紛争」解決に当って新たに表現形態が発明されたにしろ、既存

のものが授・転用されたにしろ、当該「紛争」との関わりでこそ採られた表現には同時に当該「紛争」が刻印された意味も盛り込まれているという否定し難い一面——この面において「思想」は時代の顔である——が存するけれども、他面では表現を支え、意味を付与する踏台なり跳躍台となるような、当該の「紛争」を超え出たより広い文化や伝統が存するとしなければならない。かくして、一定の「政治思想」がこのように一定の「紛争」に胚胎するとは、個別的価値間の衝突からの「新たな意味」の誕生であるとともに、それは周囲から、あるいは先き立つ時代からの継承された「思想」の一定の状況下での「解釈」でもある。「政治思想」史の研究の醍醐味は、そうした「政治思想」の解釈の限りなく豊かな連鎖を追求し、発見することにあるといえようが、その醍醐味を単なる歴史的興味の満足に終らせない保証は、個別的利害の羅列的知識ではなく、個別的利害の衝突を融合・妥協・止揚によって「解決」する人間の創造力、換言すれば、それを生み出す基盤となる「思想」の弾性とこれに乗じうる「解釈」力との「出会い」である。なぜならば、その「思想」の弾性とこれに乗じうる「解釈」こそ、「恒久的な知恵 (Perennial wisdom)」を指し示すものであって、それを解きほぐす「政治思想」史研究は、未決定な未来に向かって投ずべき光を手にしうるからである。

ともあれ、「政治思想」は、個別性ないし具体性の塵ちりの中でうずもれる一般性ないし原理性であるとするとき、『統治論』はどのような仕方において「政治思想」とされうるであろうか。ガフによると、『統治論』の具体性と原理性は、「国家の起源や本性についての一般的哲学的な議論を名譽革命の正当化に役立つように運用し、革命の憲政的決着 (constitutional settlement) を合理的な統治原則の論理的結果であるとして提示した」点にある、とされる。だが、このような具体性と原理性の関係の捉え方は、いまだ疎遠な捉え方である。すなわち、ガフは、「一般的哲学的な議論」と「名譽革命」とを別個のものとして捉えた上で、前者を後者の正当化に「役立つよう」運用したといい、また、「合理的な統治原則」という原理性を「革命の憲政的決着」という具体性に付加した、というのである。だが、この

ような捉え方の中では、ガフのいま一つの言葉——すなわち、『統治論』は「時論書 (piece d'occasion)」であること
 もに「政治思想の古典の一つ (one of the classics of political thought)」であるという言葉——が明確に示してい
 るように、具体性と原理性とが列記されるにとどまる危険性がある。もとより、ガフのロック研究の特徴は、一七世
 紀イギリス憲政史という歴史的文脈の中にそれを遂行する点にあり、抽象的原理の超時空的論理的分析にあるのでは
 ない。そして、この点において、ガフの研究は、抽象的原理の超時空的論理分析に走ったケンダル——ロックを「多
 数決民主主義 (majoritarian democracy)」の擁護論者とする⁽¹³⁾——や、ヴォーン——ロックを「個人主義のプリンス
 (the prince of individualists)」とする⁽¹⁴⁾——を批判し論駁するのに、『統治論』の背後にある一七世紀イギリスの憲政
 という歴史的状况を最大限に活用したのである。だが、そのガフにおいても、具体性と原理性の融合は不十分にし
 か捉えられていなかったのである。恐らく、その原因は、ガフにおいて、ロックが『統治論』を書かなければならな
 かったその状況が、『統治論』の「序文」にいう「ウイリアム国王の王位を確立するために」とのロックの言によっ
 て、名譽革命なった後の状況におかれたこと、しかもその状況では『統治論』とうまく噛み合うべき紛争の状況が見
 出されえないことにあつたのであろう。

ガフが初めてロック研究の著作を公刊(一九五〇年)して六年後、『統治論』にまつわる具体性知識の水準が飛躍的
 に高まった。すなわち、ラスレットによるロック学界にとっての衝撃的な新説は、名譽革命の正当化ではなく、王位排
 斥危機という新たな文脈のうちに、具体性と原理性の融合の場を求めるところを要求するにいたつたのである。⁽¹⁵⁾ 勿論、
 ここにいう新たな文脈は、ラスレット以前にも前世紀のロックの伝記作家フォックス・ブーンによって、多少ほのめ
 かされてはいたが、それはいわばブーンの勘に頼つた発言であつて、先きほどの「ウイリアム国王云々」という『統治
 論』「序文」の言によって掻き消されてしまつた。ラスレットは、厳格な書誌学的手法によって、『統治論』が一六七
 八〜八三年の間に執筆されたという衝き崩し難い確度の高い主張を定立したのである。⁽¹⁷⁾ 新たに「王位排斥危機 (the

Exclusion Crisis) 〱 という文脈設定を得た『統治論』は、追真的な新しい解釈像をいくつか得ることとなった。例えは、ラスレット自身による「革命の要求 (a demand for a revolution)」の書——從來は、「革命の合理化 (the rationalization of a revolution)」の書であつた——と⁽¹⁸⁾か、アシュクラフトによる、王位排斥運動の首謀者シャフツベリーに寄り添つた「ラディカルな知性・理論家」としてのロックの革命蜂起のための理論書と⁽¹⁹⁾か、チャールズ二世に対する穩健たるべきようにとの忠告と警告の書といつたタールトンによる像、あるいはまたウッドのように〱王位排斥危機〱の時期における「農業資本主義」と〱う「社会的母胎 (social matrix)」の直接的反映としての像⁽²⁰⁾が生み出されたのである。そうした像は、いかにも〱哲学〱と〱実践〱、〱理論〱と〱経験〱を『統治論』において統一的に捉えんとした像に見える。けれども、それら像は、私見では、未だにレヴィンの〱古典〱像を抜け切つていない浮薄さを抱えているといわざるをえない。『統治論』は、〱王位排斥危機〱において生み出された生い立ち⁽²¹⁾をもつてはいるが、その状況の負課の中から垣間見える〱思想〱性は、より深層において、『人間知性論』、『キリスト教の合理性』、『寛容書簡』、ロックの若き頃からの知的営為等との有機的連関の下で捉えられなければならないのである。

〱王位排斥危機〱という具体的状況の中で〱思想〱性を担保しているのは、ダンの表現を借用すれば「神学的枠組 (theological framework)」⁽²²⁾と〱うことになるし、タリーの表現によれば「神の作品 (God's workmanship)」⁽²³⁾と〱うことになる。フィルマー思想との対決によつて歴史的文脈に胚胎しつゝ、同時に個別性を超出する原理性を有するとなしうる『統治論』の特徴とは、フィルマー思想やその思想によつて支持を得ようとした王党派思想との思想的対決のうちにあると私は考える。いま一度、〱王位排斥危機〱におけるフィルマー的思想との対決が『統治論』の政治思想が生え出た個別的文脈であるとともに、その個別性を超え出る政治思想⁽²⁴⁾性つまり原理性が同時にそこに胚胎した、といひ添えておきたいのである。そして、〱うした規定に立つた上での問題は、その原理性をいかに具体的に取り出しうるかといふことにならう。しかも、その原理性は、原理性たるかぎりにおいて、歴史的隔絶性においてで

はなく、時代を超えて通信可能なものとして捕捉されなければならないことは、いうまでもないであろう。

二、解釈の枠組

さて、『統治論』の原理性の取り出しの出発点は、右に述べたことから明らかなように、『統治論』がフィルム論駁文献たる点にある。

フィルマーのテーゼの骨子は次のごとくであった。すなわち、『もし多くの人がびとが土から造られていたとすれば、彼らすべてがその子孫に対して君主であつたはずである』(「ロベルト・ベラルミヌスの言」)。この言葉のうちに、われわれは、創造が人間をその後裔に対する君主としたという明白な告白を手にしている。そして、実に、アダムのみならず以後に続く族父パトリックたちもまた、その父たるの地位の権利によって、子供たちに対する王的権限を有するのである。……そうしてみると、アダムの子供たちや他の人間たちの子供がいかにしてその親への服従から免かれていくか、私には合点がいかない。そして、神ご自身の定めによってこの子供たちの従属が王的権威の源泉である」と。

このような根本的立場からすれば、フィルムマーにとって「自然権」や「同意」といった人民主権的諸観念は、誤謬であるのみならず、「キリスト教にとって躓き」であり、「無神論の搬入」を意味したのも当然であった。フィルムマーによれば、「共同体に対して自然権を当初に有した独立的大衆などといったものは、けつして存在しなかつた。それは、近時における多くの者が抱く虚構であり、空想にすぎない。彼らが喜んで追従しているのは、哲学者や詩人に対してであり、それは、キリスト教にとって大きな躓きとなるように自由への何らかの権原を約束するような統治の起源を見出すためである。また、彼らはこのようにして、無神論を搬入することを喜んでるのである。なぜならば、人類の自然的自由は、アダムの創造の否定なくして仮定しえないことだからである」と。こうした理論は、反王位排斥

派に対して、「宣伝戦における顕著な勝利」をもたらしたのである。²⁶ 宣伝戦におけるフィルマーを活用したトリー側の勝利の原因の大きなものに、一七世紀イギリスには——その後半といえども——シヨシェットの指摘するように「族父長主義 (patriarchalism)」が根強く残存する土壌があったことが指摘されるべきであろう。けれども、見落してはならないまま一つの大きな要因が存在する。それは、「宗教」ないし「神学」の影である。

ロックは、フィルマーのいう「近時における人びと」の揶揄に対して、「時の流行の神学 (the Current [sic.] Divinity of the Times.)」(『統治論』「序文」)との揶揄で応酬した。フィルマーの思想を「新しい政治学」(I・II)と規定すると同時に「現時の神学」(II・III)と規定したロックの視線は、いみじくも一七世紀後半の政治思想の境位をも物語るものである。実際、ロックの「政治」の原理は、フィルマーの原理の対極に立つ「創造」解釈に根本のところ
 で依拠したのである。ここに、「根本のところ」というのは、例えば、ロック政治論の性格を占う理論的出発となっている「自然状態」観念が、きわめて合目的で合理的な構成概念であり、一見それは単なる抽象物で観念のうち
 のみ存すかの観を呈するからである。換言すれば、ロックが、「政治権力を正しく理解するためには、すべての人
 びとが自然的にどのような状態にいるかを考察しなければならない」(II・I)と述べて、「自由・平等」な状態とし
 た「自然状態」から、「同じ共同体における他の人びとの労苦と扶助と交誼とから多大の便益を享受する」(II・III)政
 治社会状態へといった、その理論的道程は、あたかも、純粹合理的な推論に適った啓蒙的国家設立の描写のごとくで
 あるし、他方、「家族」から「国家」への成生や「黄金時代」からの墮落による「権力」の発生といった歴史的国家
 成生説(II・III)が理論的道程の沿道にとまとして添えられている観を呈しているのである。だが、ロック政治思
 想のこの二元的とも思しき「理論」と「歴史」の国家形成論の根本にあって、根底においてロック思想を二元的に分
 裂させることのない担保要因として「創造」観の再定式化によって得られた「神の作品」としての人間像が存したの
 である。まことに、一七世紀後半のイギリスにおいてトリー的絶対君主制とホイッグ的制限君主制との憲政的対決

のその深層において、フィルマー的アダム創造説とロック的「神の作品」説との火花を散らした熾烈な闘いが存したのである。

他方、また、ロックは、フィルマーの思想を「新しき無 (New Nothing)」(II・27)と決めつけている。これに対して、後世の目にはこの一七世紀後半のイギリスの憲政闘争の帰趨が明らかであるにもかかわらず、その勝者側の思想が「古い道 (the old way)」に訴えていたことは、あまり指摘されることのない事実である。だが、「古い道」と「神の作品」が融合しえたイギリス憲政思想の興行きと、憲政レヴェルに価値を注ぎこむ力動的な生命力を見るためには、看過してはならない事実なのである。『統治論』は、この融合の所産の例証の一つである。

三、「古い道」と「神の作品」

ロックはいう、フィルマー論駁の暁には「統治は工夫 (contrivance)」つまり「理性を活用して〔政治〕社会へと結合する人びとの同意 (consent)」によって樹立されることにならざるをえない、と (I・6)。つまり、フィルマー的族父長論へのロックの対案は、人びとの「工夫」論、「同意」論であるということである。だが、この「同意」論は、ロックの次の言葉、すなわちジェームズ二世の国外追放が成就して後、ロックがメアリーと同船でオランダから帰国する直前に在イギリスの友人クラークに書き送った、「わが国を平和と安全の確たる礎の上に落ちつかせるには……わが国の古来の統治の復興 (restoring our ancient government) によるに優る途はない」という言葉とは、いささか議論のレヴェルが異なっていることに注意しなければならない。「古い道」すなわち「同意」は「工夫」論と「古来の統治の復興」とは、あくまでも前者の原理的議論と後者の制度論的議論というふうには、性質上は区別されるべき議論であったということである。

ところで、「復興」(ないし「復古」)は、若き頃からロックに好まれた言葉であった。『世俗権力二論』でロックはいう、「私が私の国と私自身とに対して望む自由とは、われわれの先祖がその賢明と洞察によって確立し、「現」陛下「であるチャールズ二世」がその恵み深い御復辟によって復興したかの諸法の保護を享受することにつぎる」²⁹と。その「復興」という制度論的関心は、『統治論』においても「わが現国王ウイリアム陛下、わたらの偉大な復興者の王位を確立する」(序文)として現われているところである。だが、さらにいま一度注意すべきは、こうした制度論的、歴史的範疇の議論がロックの思想において原理的議論と二元的に並立していたのではなかったということである。ロックは、それら二元的要素を繋ぐがごとくに、『統治論』が「正当かつ自然的な権利を愛し、それら権利を保持せんと決意したがゆえに、隸従と破滅の淵に立っていた国を救ったイギリス国民を世界に正当化すること」(序文)をその目的の一つとしていたと述べ、また、「自由」の源なる「法」の「保護」を単なるコモン・ロー的伝統の土台を超えて「神の意志」の宣言たる「自然法」という普遍的土台にまで遡源させたのである(II・135)。このように、ロックにおける「歴史」の肯定、「復興」の承認は、原理的範疇との相即性に根拠をおいていたのである。そうしてみると、ロックの議論の重みは、「復興」よりも「古い道」つまり「同意」||「工夫」論に置かるべきことがわかるであろう。そこで、この「同意」||「工夫」論という「古い道」に注目して、その有するロックに即しての意味をもう少し掘り下げてみることにする。

ロックは、『統治論』において「古い道」に依拠することを標榜した直後に、それはギリシア語で、“*Abdourty*”³⁰による統治の設立である、と語っている。これは、ラスレットも注意を喚起しているように「ペテロ第一書簡」に由来する表現であるとすれば、「人間の建てた制度」との意である。ただし、ロックがこの引用を企てたとしても、それは彼の完全な獨創性を物語るものではなかった。“*Abdourty*”は、ロック以前の憲政論争の中で「同意」論と「聖書」の結節点としてよく活用されていたからである。例えば、ロックは、ハントンやスタップとい

った思想家たちからもその表現を吸収しえたのである。彼らにとって、“*subordinate kings*”は、すでに、聖書から生え出た政治的概念として、権力の此の世にあるべきは神の定めによるとしても、具体的に誰がその権力を担い、それを行使するかは、「人間の工夫」によるという意味をもっていたのである。³¹⁾

ところが、殊にもロックに即して「統治」を“*subordinate kings*”としたことの着想の意を問うとき、その思想の深甚さは、ロックが先達の用語例を踏襲したとか、聖書の句を使用したことのうちにあるのではない。むしろ、創造的人間像に宿された神意の真なる解釈をもつて真理とするところに、ロックの思想性の力があつたのである。ロックのいう「古い道」が力を得るのも、まさにこのバック・アップが存したからである。³²⁾ ロック自身、『統治論』「第一篇」第六七節にいたるまでの「創世記」の吟味を経て、「古い道」に「聖書」の活力を付与するいま一つの例証を提示する形で次のように述べている。「以上〔聖書の解釈に関して〕私が述べてきたことから明らかだと思うが、そしてその明らかなることが正しいならば……人間は自然的自由を有するのである。なぜならば、共通の本性、能力、力も分有しているものはすべて自然〔本性〕において平等だからである」(I・76)、と。この聖書的人間像がロックの合目的な「自然状態」観念へと投影されるが、「自然状態」から「政治社会」への展開を遂げるのは、いわば人間同士の関係概念としての「自由」、平等ではなく、そうした関係を成立せしめる「神の作品」像である。その像の内包をロック自身の言葉で語らせよう。

「神は人間を自らに似た彼自身の似像として作り (God makes him [man] in his [God's] own Image after his own likeness) 人間を知的被造として、したがって〔物を〕支配する能力のあるものとして作っている。なぜならば、神の似像 (the Image of God) がどの点に存するのであれ、知的本性がその一部であることは確かであつたのである、それは〔人間という〕全種族に属したのである」(I・30)、と。

ロックは、この「聖書」的で「伝統」的な「神の似像」という用語に、伝統的な解釈を加えて、その本質を「知的

本性」にありとしているわけである。さらに、人間という「種 (species)」は等しくこの「本性 (nature)」を有するがゆえに、一方では「自由」・「平等」な関係であるとともに、他方では個別的・独自の活動と社会的活動への「本性的」・「自然的」裏づけを得るのである。ロックは、いう。

「人間は生命と存在を保持せんとする強力な欲求をその活動原理として神ご自身によって植え付けられており、その内なる神の声としての理性 (Reason, which was the Voice of God in him) は、人間がその存在を維持しようとしている自然的傾向に従うことによつて、その製作者 (Maker) の意志に従うのである」(I・86) と。

ロックにおける、「理性」つまり「知性」による個別的「生命」・「存在」維持活動は同時に規範的活動を伴っており、ロックの次のような言を得る。「万人を拘束する自然法 (a Law of Nature... which obliges every one)」(II・6) が存在し、「この法は、何人も他人の生命・健康・自由・所有物を害すべきでないことを教える (Reason, which is that Law, teaches all Mankind... that... no one ought to harm another in his Life, Health, Liberty, or Possessions)」(II・6) と。そして、この規範的活動の面においても、ロックのいう「理性」は、「神の意志」に合致しているのである。人間の行為に関する規則は、「自然法すなわち神の意志に合致していなければならぬ」(II・135)。さらに、右に言及したように、「理性」つまり「知性」には、こうした人間の規範的活動が当然に予想する社会的活動への根拠となる機能がともなっていた。ロックは、これを明示的にいう。

「神は、人間を独りでいることは善くないと自ら判断なさるような被造物として人間をお造りになり、人間を社会へと駆りたてるような必要とか便益とか傾きといった強力な拘束の下に人間をおかれたとともに、その社会を持続させ、それを享受するための知性と言語を人間に具えさせられた」(II・77) と。

つまり、他人を害しないことは、少なくとも消極的な社会性を表示しつつ、「同一の共同体の他の成員の労苦・扶助・交際」(II・130)、あるいは「各成員相互間の影響・同情・連繋」(II・132)といった積極的な社会性を外側から支える

ものとして、その社会的機能が、そこに明言されたのである。ただ、〃神の似像〃の本質としてクローズ・アップされた〃知性〃に着目したその論構成は、人間の社会性を保持するとはいえ、このような次第で〃規範〃論的となり、その分だけ外面性・消極性をまとうこととならざるをえないものであったことは、看過しえないであろう。

わ い こ に

〃神の似像〃の再解釈を機軸としたロックの〃政治〃論は、〃規範〃論的といいうる性格を纏うのであるが、それはフィルマー的絶対君主論、権威主義的政治論に対する代替解決論であった。〃聖書〃の真理性の肯定に立ちつつ、その上に築かれた〃政治〃論は、啓蒙的といわれるには理論の内部から余りに親、宗教的であったし、個人主義的といわれうるにはいまだに社会的配慮が濃密であった。この親、宗教的、社会的たるの性格によってこそ、ロック〃政治〃論は、一七世紀後半の政治思想たりえたのである。だが、同時に、ロックが標榜した「古い道」は、〃規範〃論に収斂する「神の作品」でもあるがゆえに、ヨーロッパが育んだ全伝統の継承以下のところへと狭隘化するとともに、「神の似像」に担保された自然的楽天性の雰囲気をも背いこんだのであった。こうした、ロック思想の限界ともいいうる点については、彼の思想と彼にいたるまでの全伝統の柱をなす幾人かの思想家たち——アリストテレス、アウグステイヌス、トマス・アクィナス——の思想との対質という手法によって、私はすでにその浮き彫りを試みたことがあるので、それを参看願えれば幸いである。¹³⁾

注

(一) Michael Levin, 'What Makes a Classic in Political Theory?', *Political Science Quarterly*, vol. 88, no. 3

- (1973), p. 462.
- (2) Loc. cit., p. 469.
- (3) Loc. cit., p. 466.
- (4) Cf. loc. cit., p. 471.
- (5) Cf. loc. cit., p. 464.
- (6) Cf. loc. cit., p. 475.
- (7) 丸山眞典『思想史の歩き方について』、丸田清子編『思想史の方法と研究』（創文社、昭和四三年）、特に二四～五頁、参照。
- (8) Bhiku Parekh and R. N. Berki, 'The History of Political Ideas: a critique of Q. Skinner's Methodology', *Journal of the History of Ideas*, vol. 34, no. 2 (1973), p. 180.
- (9) Cf. R. N. Berki, *The History of Political Thought, a short introduction* (London: Dent, 1977), pp. 7 ff.
- (10) Cf. Parekh and Berki, loc. cit. 以下、ベッキーは「スキナーは、その反動的な意味で『古典的』著作であることは疑いなく、思想的に存在主義者であることは疑いなく」(loc. cit., p. 180) 以下、「解釈」の方法は「異なる」。
- (11) J. W. Gough, *John Locke's Political Philosophy* (Oxford: at the Clarendon Press, 1968, first pub. 1950), p. 127.
- (12) Cf. *ibid.*, p. 124.
- (13) Cf. W. Kendall, *John Locke and the Doctrine of Majority Rule* (Urbana: Illinois University Press, 1969, first pub. 1941).
- (14) Cf. C. E. Vaughan, *Studies in the History of Political Philosophy before and after Rousseau* (New York: Russell & Russell, 1960, first pub. 1925).
- (15) Cf. Peter Laslett, 'The English Revolution and Locke's Two Treatises of Government', *Cambridge Historical Journal*, vol. 12, no. 1 (1956).
- (16) トーマス・ホバー『統治論』の第二論文が、初版（一六八九年）のイギリスで準備されたかもしれないといふが、国王が

ヘリントンの發位以前に書かれた趣ある論議を指さす。 Cf. H. R. Fox Bourne, *Life of John Locke* (London: Henry S. King, 1876), p. 165: "Early in 1690 appeared 'Two Treatises of Government'"; *ibid.*, p. 167: "The first of Locke's 'Two Treatises of Government' was probably written at some time between the appearance of Filmer's first (1680) and second (1685) editions"; *ibid.*, p. 166: "Though what is now the second essay may possibly have been prepared in England in 1689, its tone and method seem to suggest that it was composed before, instead [*sic*] of after, William the Third's accession. On these grounds... it may be fairly assumed that the whole was substantially completed during the last year or so of Locke's residence in Holland".

- (17) ラスレットは「統治論」を「統治と関する一〇論考 (a Discourse concerning Government)」である。この出版された「統治論」の面編は、その「一〇の論考」の「初めと終り」を相折らすから「二篇 (Two Treatises, the preface)」の「はじめから」「第一篇」がフィルマー論駁であるが、「第二篇」もまたフィルマー論駁に關係がある。従来この「第二篇」はハッブスを念頭にあらたき書物とされてきた。そのなかでフィルマー論駁が必要となつたのは、△王位排斥 (Exclusion) <△> とう現実の政治的危機の状況の中であつた。その危機は反王位排斥派による、二〇数年前に此の世を去つたフィルマーの著作の刊行が効を奏しつつあつたことにも反映してゐたのである。ラスレットは、『統治論』がこうした時期の産物であることを主張するに、「一〇の論考」論以外に、例えば、『統治論』「第二篇」のある箇所を引用したフィルマーの著作が一六七九年のものであつたことや、『統治論』「第二篇」で活用する書物が一六八一年に購入されて、一六八三年のオランダ亡命時に行方不明になつたこと等の証拠を挙げてゐる。 Laslett, 'The English Revolution'.

(18) Cf. Laslett, loc. cit.

(19) Cf. Richard Ashcraft, 'Revolutionary Politics and Locke's *Two Treatises of Government*', *Political Theory*, vol. 8, no. 4 (1980).

(20) Cf. Charles D. Tarron, 'The Exclusion Controversy, Pamphleteering, and Locke's *Two Treatises*', *The Historical Journal*, vol. 24, no. 1 (1981).

(21) Cf. Neal Wood, *John Locke and Agrarian Capitalism* (Berkeley: University of California Press, 1984).

- (23) John Dunn, 'Individuality and Clientage in the Formation of Locke's Imagination', in R. Brandt, *John Locke, Symposium Wolfenbüttel 1979* (Berlin: Walter de Gruyter, 1981), p. 57. Cf. ditto, *The Political Thought of John Locke* (Cambridge: at the University Press, 1969), esp. pp. 50 f. et chaps. 8, 9.
- (24) James Tully, *A Discourse on Property, John Locke and his adversaries* (Cambridge: at the University Press, 1980), 'preface' et pp. 42, 62.
- (25) Robert Filmer, *Patriarcha*, in P. Laslett (ed.), *Political Works* (Oxford: Basil Blackwell, 1949), p. 57.
- (26) Robert Filmer, *observations upon Aristotles Politiques* [sic.] *touching Forms of Governments*, in *ibid.*, p. 188.
- (27) Peter Laslett, 'Introduction' to his edition of John Locke, *Two Treatises of Government* (Cambridge: at the University Press, 1970, first printed 1960), p. 51. Cf. ditto, 'The English Revolution', p. 45: "The most successful move which they made was undoubtedly the resurrection of the works of this forgotten Royalist knight, who had published absolutist, patriarchal tracts...."
- (28) Cf. Gordon J. Schochet, *Patriarchalism in Political Thought* (Oxford: Basil Blackwell, 1975).
- (29) Benjamin Rand, *The Correspondence of John Locke and Edward Clarke* (Books For Libraries Press: New York, 1975 repr. of 1927), p. 289.
- (30) John Locke, *Two Tracts on Government*, ed. Philip Abrams (Cambridge: at the University Press, 1967), p. 121. 強調は、原文の斜体。
- (31) Cf. Laslett's foot note to II. 6, II, 8~10 in his edition of *Two Treatises*. 是は「ヤトロ第一書簡」第二章第一三節は、次のようになっている。「人間の建つた如何なる制度にぞ服従しなむ、(ἡ ἀρχὴν ἢ τὴν ἀρχὴν ἀποποιήσασθαι)」。ロックのこの「ἀποποιήσασθαι」は「ἀποποιήσασθαι」(「人間の建つた制度に」)の主格形である。
- (32) スタップは、オックスフォード大学でのロックの同窓生であり、ハントンに関しては、ロックは次に引用する彼の書物を所持していた。ロックがスタップの次に引用する著書を読んで、その読後の感想を認めた書簡を書いてゐる。これについては、拙訳「ヘンリー・スタップ著『古き善き大義』(1)」「南山法学」第九巻第三号所収)を参照。ロックがハントンの該書物を所持してゐたことについては、cf. J. Harrison and P. Laslett, *The Library of John Locke* (Oxford: at the

clarendon press, 2nd edn. 1971, 1st edn. 1965), entry no. 2013.

「*ἀποθεωτικὴ κρίσις*」の用法については、「There seem to be two extremes in opinion; while some amplify the divinity thereof [*sic*]: others speak so slightly of it, as if there were little else [*sic*] but humane institution in it. I will briefly lay down my apprehensions of the evident truth in this point. . . . It is Gods expresse [*sic*] ordinance that in the societies of Mankind, there should be a Magistracie or government [but] that it resideth in one or more; in such or such a way is from humane designment. . . . And I conceive this is St. Peters meaning, when he calls Magistracie *ἀποθεωτικὴ κρίσις*, humane creatures; St. Paul calls it Gods ordinance. . . .」(Philip Hunton, *A Treatise of Monarchie* (1647), pp. 2~3).

ただ「*σταθμῶν*」の使用例は「次のように見える。"Almighty God hath so ordered the affaires [*sic*] of this world, that Man partly through his own inclinations, partly out of a sense of his necessities [*sic*] not otherwise relievable than mutual assistance, is naturally sociable. . . . From Gods having so disposed of things Magistracie is called Gods ordinance. . . . Yet Magistracies (or Magistracy in the concrete) are of humane constitution, and the creatures of men. I Pet. 2, v. 12: *ἡ πορνεία οὐκ ἀποθεωτικὴ κρίσις*」(Henry Stubbe, *An Essay in Defence of the Good Old Cause* (1659), pp. 2 et 6).

- (22) そのバック・マップの態様は「*マウグスマイヌ*から「*ルテン*」へと流れる大きな伝統はちとて窺える。「神は自らの似像 *αὐτοεικόνη* (ad imaginem suam) 創造した理性的被造物が非理性的被造物を支配するのを欲せられた。つまり、人間が人間を支配なく、人間が動物を支配するのだから」(Augustinus, *De Civitate Dei*, bk. 19, ch. 15) *αὐτοεικόνη* *μαυγυσματισμοῦ* の觀念は、その基督教世俗的転用を得て、*ルテン*の次のような言説に結実している。この「*ルテン*」からは、本文に引用する「*ロック*」の觀念までの距離は、無きに等しい。「*ルテン*」は「*ルテン*」の人間が神自らの似像・類似物 (the image and resemblance of God) であるがゆえに自然的に自由に生まれつたこと、ならびにそれの被造物に冠した特権と「*ルテン*」服従をなす支配とを主張するところから「*ルテン*」の「愚かな者はならぬ」(John Milton, *The Tenure of Kings and Magistrates* (1649), in *Prose Works* (Everyman's library edition), p. 191.

- (33) 「人間の行為に関する規則」は「*ロック*」自身の簡潔な表現ではなすが、次の「*ロック*」の原文の縮約した訳文たりうるであらう。

る。"The Rules that they make for other Mens [*sic*] Actions, must, as well as their own and other Mens [*sic*] Actions,) be conformable to the Law of Nature, *i. e.* to the will of God, of which that is a Declaration".

(34) 拙著『ジョン・ロックの政治思想——「伝統」と「革新」の一断面——』（名古屋大学出版会、昭和六一年三月）、「第二部、ロック政治思想の歴史的位位置」、参照。

追記、本論稿は、一九八六年六月二十八日に「関西政治思想研究会」で行なった発表の元原稿を全面的に書き改めたものである。そこには、発表の原姿はほとんど残っていないといわなければならない。だが、論旨の点での同一性は保たれていると私は考える。発表の際に寄せられた参加者諸賢のご批判やご指摘に対し、この場を借りて深謝の意を表しておきたい。